第6章　計画の推進

第１節　関係主体の役割

商工業の振興は、事業者自らが創意工夫及び自助努力を重ねるとともに、事業者及び商工団体、市民、市が連携協力し、推進することが重要です。

○事業者は、事業者自らの創意工夫により経営基盤の安定及び強化、経営の革新、人材の育成、従業員の福利厚生の充実等に努め、事業を通じて地域の発展に貢献していく主体です。各事業者には、市の支援制度等を有効に活用し、また、業界団体や商工団体に積極的に参加し、経営環境の変化への対応力を高めるとともに、市民や市と協働して、業界および地域経済の進歩・発展に前向きに取り組んでいくことが求められます。

○商工団体は、市や県などと連携しながら、経営指導員などによる金融・税務・労務等に関する相談指導を行い、商店街の近代化や地域活性化イベントの開催など、地域経済の活性化のために、様々な取組みを進めています。地域経済団体として、事業者や市と連携を図りながら、賑わいと魅力にあふれる地域づくりに取り組んでいくことが求められます。

○市民は、地元商工業の発展が、自らの生活環境の向上及び地域社会の活性化に寄与することを認識し、地元で買い物をしたり、地域イベントに積極的に参加するなど、消費者として地元商工業の振興に協力していくことが求められます。

○市は、事業者の経営基盤を安定させるための施策、商店街の活性化のための施策、地域工業の活性化のための施策など、商工業の振興に必要な制度を整備し、各施策を有効に実施していく役割を担います。施策の展開にあたっては、商工団体との緊密な連携を基本に、その他の市内関係機関・団体および、国、県、周辺自治体との連携･協力を図りながら円滑かつ効果的に進めていきます。

第２節　計画の推進体制等

本計画は、民間と行政の協働体制のもと、各主体がそれぞれの業務や活動の中で基本施策の推進に積極的に取り組みながら進めていきます。

各主体は、計画の実施を通じて課題の把握に努め、相互に情報共有しながら、課題解決の方策を検討・推進していきます。

◆計画の推進体制

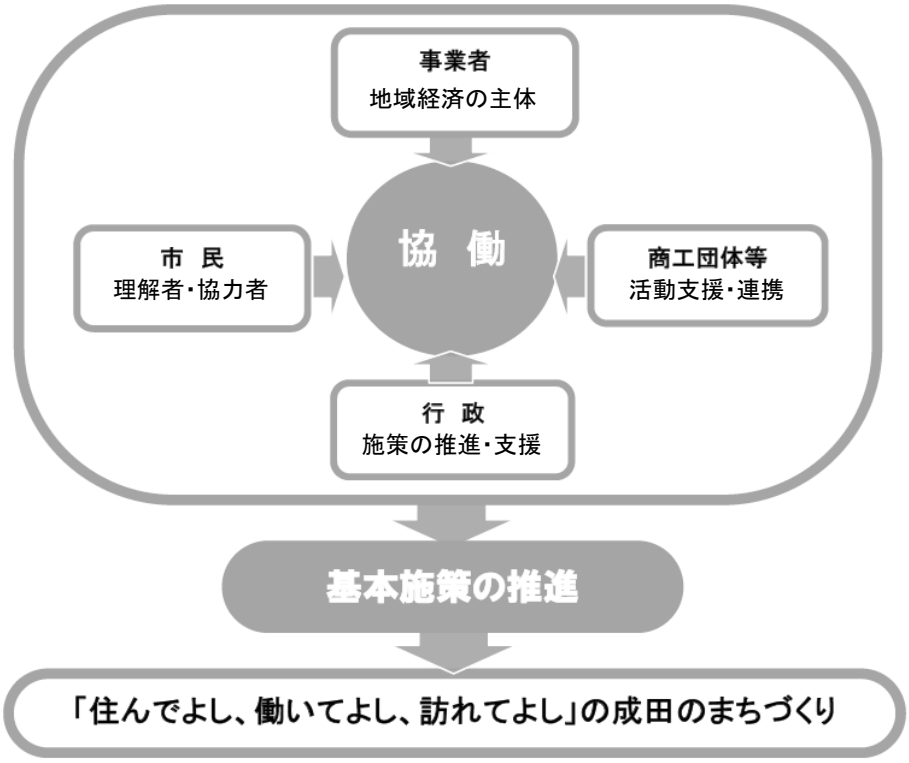

本計画の効果的な推進を図るため、計画策定時に組織した検討部会を改組し新たな組織の設置を検討します。新たに設置する組織においては、毎年度ごとに評価・検証を行い、必要に応じて改善・見直しを図っていきます。

次期計画の策定時には、計画策定の検討組織としての役割を担っていくことを想定しています。
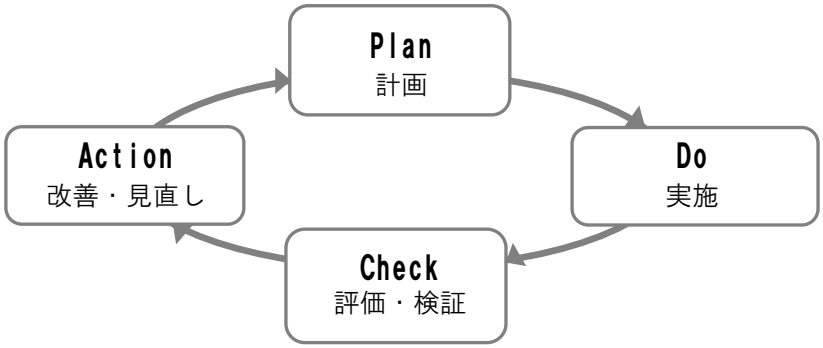
◆PDCA サイクルによる計画の進行管理